

# 時間外労働等改善助成金のご案内

◆ 時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、**4つのコース**で強力サポート！

## 時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げることが支援します。

## 勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル（※）」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組を支援します。  
※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

## 職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組を支援します。

## テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組を支援します。

お問合せはテレワーク相談センターまで  
0120-91-6479

◆ 支給対象となる取組（テレワークコースについては別途お問い合わせください）

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、機器等の導入・更新
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑧ 労働能率増進に資する設備・機器等の導入・更新

# 業務改善助成金のご案内

◆ 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ (※) 生産性要件を満たした場合には3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

## ◆ 生産性向上のための設備投資の例

- ・ 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
- ・ 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ配膳にかかる時間が短縮された
- ・ パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短縮された